【中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金】

新型コロナウイルスに対応する事業に改良するために要した費用を最大 50 万円まで補助するものです。（名古屋市内の事業者対応）

緊急（令和 2 年 11 月 19 日まで申請可）https://atarashiiseikatsu-shien.nagoya/

【文化芸術活動の継続支援事業】

コロナウイルスにより被害を受けた芸術活動をする事業者（個人も含む）、団体に対し、文化庁が行う経費補助で直面する課題に対し前向きに取り組むための経費を最大 150 万円まで補助するものです。（下記の小規模事業者持続化補助金との重複ができない場合があります。）

（令和 2 年 11 月 25 日から 12 月 11 日まで新規募集）

https://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/20200706.html

【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者等が、商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、販路開拓等に取り組む費用を最大５０万円補助する制度です。 コロナ感染拡大防止の取組に対しては５０万円の上乗せ支給とクラスター対策が 特に必要と考えられる施設に対しては、５０万円上乗せ支給があります。（販路開拓費用については継続適用あり）
https://r1.jizokukahojokin.info/index.php/sinsei/

【市民税・県民税などの納税猶予】

新型コロナウイルスの影響で令和２年２月からの任意の期間（１か月以上）の事業収入が前年同期比に対しおおむね２０％減少していて一時に納付するのが困難な方に対し最大１年間納税が猶予される制度です。
（令和２年２月１日から令和３年２月１日までに納期限が到来する 個人市民税、法人市民税、固定資産税など、すべての税目が名古屋市内対象）https://www.city.nagoya.jp/zaisei/page/0000126605.html

【固定資産税・都市計画税の減免】

新型コロナウイルスの影響で令和 2 年２月から１０月までの事業収入が前年同期比に比べ３０％以上減少している中小事業者に対し事業用の令和 3 年度の課税分の固定資産税・償却資産税を１／２または不課税にする特例です。（名古屋市内の事業者対応）

https://www.city.nagoya.jp/zaisei/page/0000130995.html